

第4回 放課後児童クラブのあり方検討委員会

令和6年6月28日（金）

こども未来課

1. 第1回～第3回放課後児童クラブのあり方検討委員会での協議経過(概要)

① 本町の放課後児童クラブの現状と課題

【本町の放課後児童クラブの設置状況】()内は活動場所

- ・ 広安西小学校 … 4か所(専用施設、学校の特別教室)
- ・ 広安小学校 … 3か所(専用施設、学校の特別教室)
- ・ 益城中央小学校 … 2か所(専用施設)
- ・ 飯野小学校 … 1か所(専用施設)
- ・ 津森小学校 … 1か所(専用施設)

合計 11か所

【本町の放課後児童クラブの運営方法】

- ・ 全てのクラブで利用児童の保護者で構成される「保護者会」で運営
- ・ 財源は、町からの運営委託料及び保護者が負担する保育料など
- ・ 子どもたちを保育する支援員など職員の雇用、事業の計画や報告書の作成などの事務も保護者会が実施

【本町の放課後児童クラブが抱える課題】

- ・ 保護者会運営のため、特に役員となった保護者の負担が大きい
- ・ 支援員など職員の人材確保が難しい
- ・ 保護者会で運営するには、放課後児童クラブを運営するための予算規模が大きい
- ・ 利用児童数の増加に伴った、運営場所の確保が必要

【本町が目指す放課後児童クラブの姿】

- ・ 希望する全ての希望者を受け入れることができる
- ・ 「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、引き続き放課後児童クラブと放課後子ども教室の効果的な運営及び連携体制の構築について検討・推進を図る(第2期益城町子ども・子育て支援事業計画より)

放課後児童クラブは、働く保護者を支える重要な役割を担うものであるが、保護者会運営では保護者負担が大きいなど課題も多いことから、令和4年1月に広安西小学校の放課後児童クラブの保護者会より、町に対して運営方法の見直しについて要望があった。

これらの現状と課題、保護者会からの要望を踏まえ、今後の放課後児童クラブの運営方法について検討・協議を行う町長の諮問機関として「**放課後児童クラブのあり方検討委員会**」を設置。

② 放課後児童クラブに対する保護者・支援員の意見の把握

具体的な議論を進めていくため、保護者、支援員を対象に、放課後児童クラブに関するアンケート調査を実施。

アンケート内容は、放課後児童クラブについての要望や運営方法の見直しについてのご意見を伺うもので、以下のような意見があった。

【保護者】（主なものを抜粋）

- ・ 保護者負担軽減についての要望
- ・ 利用料の負担軽減または据え置きについての要望
- ・ 高学年までの預かりについての要望
- ・ 待機児童の解消についての要望

【支援員】（主なものを抜粋）

- ・ 事務負担の軽減についての要望
- ・ 福利厚生の充実についての要望
- ・ 運営方法の変更についてのご意見（労働条件の変更・異動等）
- ・ 労働環境の改善（更衣室、駐車場の確保等）についての要望
- ・ 町に対する各種要望

③ 放課後児童クラブの運営方法の見直しにあたって

【見直し後の運営方法に求められる条件】

- ・ 保護者の負担を軽減できること
- ・ 本町が財政健全化・職員数の適正化を図る中で実現可能であること
- ・ 長期にわたって安定した運営を実施できること
- ・ 子どもたちが安心・安全な環境で活動できること
- ・ 保護者の意見も反映しながら適切な運営ができること
- ・ 運営の中核を担う支援員を安定して確保できること
- ・ 利用料についても適正な金額であること

【想定される運営主体】

上記の条件を踏まえ、見直し後の運営主体は「NPO法人」、「社会福祉法人」、「運営委員会（統一組織型）」、「民間事業者」の4通りが想定される。

【見直し後の運営主体への移行方法（案）】

- ・ 運営主体を統一し一括で同じ運営主体への移行

- ・ 11クラブのうち、クラブごとに段階的に移行（例：一部のクラブを先行して移行し、他クラブについては先行して移行したクラブの状況を踏まえて移行の時期を検討する） 等

2. 町が委託先に求める内容

- ① 前述の「見直し後の運営方法に求められる条件」を達成できること
- ② 複数の放課後児童クラブを運営する場合、保育のサービス、支援員の雇用条件はクラブ間で同一であること
- ③ 児童・保護者に引き続き同等のサービスを提供し、継続勤務を希望する支援員の雇用条件も同等であること
- ④ 国・県の補助金の基準額の範囲内で委託が可能であること

3. 運営主体の選定方法について

「随意契約」または「プロポーザル」による方法が想定される。

【表1】選定方法別の比較

項目	競争入札	随意契約	プロポーザル
評価対象	委託料の金額（コスト）	運営主体（事業者）	企画・業務遂行能力（総合能力）
選定基準	最低価格入札者を選定	当該委託先である必要がある相当な理由がある場合	組織・目的・実績等をもとに総合的に判断
選定期間	短期間に選定が可能	短期間に選定が可能	運営に関する具体的な提案を求めため、選定に時間を要する
メリット	金額による選定のため、町の財政負担を最小限に抑えられる	運営に信用のおける事業者を任意で選定できる	複数の事業者の提案内容を踏まえ、能力が優れた事業者を選定できる
デメリット	金額による選定であることから、保育の質が保てない場合がある	金額のみで選定する競争入札と比較すると委託金額が高額になる可能性がある	金額のみで選定する競争入札と比較すると委託金額が高額になる可能性がある

4. 各放課後児童クラブの意向

あり方検討委員会を3回実施し、見直し後の運営主体について方針が定まってきたところである。最終的には、放課後児童クラブの利用者（児童・保護者）にとっての負担が少なく、かつ放課後児童クラブ側の意向も踏まえた運営主体であることも考慮する必要があると思われる。

そこで、運営主体の見直しについての各放課後児童クラブ（学校単位）の意向についても事務局にて確認を行った（【表2】参照）。

【表2】各放課後児童クラブの今後の運営に関する意向

学校区	今後の運営の意向
広安西小学校	<ul style="list-style-type: none">・ 4クラブにて放課後児童クラブを運営する一般社団法人を設立し、運営は設立した法人が行うことも選択肢の1つとしている・ 放課後児童クラブのあり方検討委員会で意見を伺い、納得できる委託先を検討したい
広安小学校	<ul style="list-style-type: none">・ 保育事業の経験があり、保護者・支援員の意向が反映できる運営主体（法人格所持）・ 民間事業者等であれば、現在の支援員の雇用水準や保育の水準を維持できる事業者・ 3クラブにて運営事務を担う職員を雇用したため、保護者負担の軽減もできつつあることから、納得できる委託先となるよう慎重な選定を依頼したい
益城中央小学校	<ul style="list-style-type: none">・ 運営事務を担う事務員等の雇用が可能となったことから、当面は保護者会運営を継続
飯野小学校	<ul style="list-style-type: none">・ 民間事業者またはNPO法人等に委託（イベント等は保護者会と協議のうえ実施でき、現在勤務している支援員の雇用も継続できることが条件）
津森小学校	<ul style="list-style-type: none">・ 保護者会運営の継続（現在の運用で特に支障が無い）

5. 新たな運営主体への移行について（方針についての検討）

- ① 町内11クラブ全てを「NPO法人」、「社会福祉法人」、「運営委員会（統一組織型）」、「民間事業者」いずれかの運営主体に一括で委託。
- ② 当面は、放課後児童クラブの意向に沿うかたちで実施。その後、NPO法人・民間事業者等に運営主体を委託する場合は、先行して委託を行う学校の状況等も踏まえ、4～5年を目途に見直しを検討。